

原 第 6 7 号
令和6年12月23日

中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員
中 川 賢 剛 様

松江市長 上 定 昭 仁

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条の規定に基づき、平成28年4月28日付け島原本広第88号をもって申し入れのあった標記の件については、了解します。

なお、特定重大事故等対処施設等の設置に当たり、別紙の事項について適切に対応いただくよう要請します。

要 請 事 項

1. 原子力規制委員会に対し別添のとおり要請するので、適切に対応すること。
2. 特定重大事故等対処施設等の設置に係る設計及び工事の計画の認可や原子炉施設保安規定変更認可の申請をする場合には、適時、市及び市民に対して丁寧な情報提供を行うこと。
3. 地震等の自然災害やテロ等に関する新たな知見が認められた場合には、自主的に安全対策に取り入れるなど、継続的な安全性の向上に努めること。
4. 特定重大事故等対処施設等を含む島根原子力発電所 2 号機については、高い安全性及び信頼性の確保に万全を期すとともに、保安教育や様々な状況を想定した実動訓練を重ねながら、要員の対応能力の向上に努めること。
5. 新たな原子力安全文化の育成及び維持活動体制の下、協力会社を含め、中国電力全体で原子力安全文化の育成及び維持に不断に取り組み、市民の安心・安全を最優先に安全対策に万全を期すこと。
6. 原子力部門や研究施設等の本社機能移転について、島根原子力発電所の安全性の向上や市民への理解促進のため、長期的且つ多角的な視点を持ち、実現に向けて検討すること。

原子力規制委員会に対する要請事項

1. 島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設等の設置に係る設計及び工事の計画の認可や原子炉施設保安規定変更認可の申請がなされた場合には、市民の安心・安全を確保する観点から、厳格な審査を行うこと。
2. 特定重大事故等対処施設については、セキュリティの観点から公開される内容が限定的であるものの、審査や検査の結果について、可能な範囲で透明性を確保するとともに、わかりやすい情報公開に努めること。
3. 福島第一原子力発電所の事故分析の進捗による知見や令和 6 年能登半島地震から得られた知見を含めた、国内外から得られた安全性の向上に関する新たな知見については、速やかに規制基準に反映し、中国電力株式会社に対して適用を求めるなど、原子力発電所の安全性向上に不断に取り組むこと。
4. 中国電力株式会社の新たな原子力安全文化の育成及び維持活動体制の下での活動状況を含め、島根原子力発電所における全ての保安活動について、原子力規制検査の中で厳格な監視を行うこと。また、当該検査の内容については、適時、市及び市民に対してわかりやすい説明を行うこと。